

プラスチック製容器包装の分別について

プラスチック製容器(プラマークが印字されているもの)については、無色透明の市指定袋に入れ、プラスチック製容器の収集日に出していただいております。

プラスチック製容器に電子タバコ等の危険物が混入した場合、破碎等のリサイクル処理で加熱、発煙するなど施設の火災にもつながります。

プラスチック製容器を出す際は、以下の点に改めてご協力ください。



問 市役所環境課環境係 [内線262~265]

1 包装容器以外のプラスチック製品(おもちゃ、ブルーシートなど)や危険物(ライターや電子タバコ)、を混ぜないようにしましょう。



選別が必要なほか、危険物がある場合は火災の恐れがあります。

2 「二重袋」ではなく市の指定袋に直接入れて出してください。



二重袋で出されたごみは、すべての袋を破く作業が必要となります。

3 汚れの付着したものは洗浄してから出してください。水ですすぐ程度で汚れが落ちないものは、燃やせるごみに出してください。



汚れたものはリサイクルできません。



手作業で選別作業を行っているため、異物混入、二重袋、汚れの付着したものとがあると、作業に支障が生じます。

プラスチック製容器包装Q&A

Q プラスチック製容器包装ってどれのこと?

A プラスチック製容器包装には基本的にプラマークが付いています。プラスチックで出来ていても、ボールペンなどの製品は燃やせるごみに分類されます。

- 中身を出したり使ったりした後、不要になるもの
→プラスチック製容器包装
- 使うために買ったもの、使っていて壊れて捨てるもの
→燃やせるごみなど

Q なぜ、汚れをとる必要があるのですか?

A 汚れたままだと再商品化をする際に、品質や作業効率の低下を招いてしまいます。汚れの付着したものは洗ってから出してください。

ごみの分別に迷ったときは、市公式ホームページの「北斗市ごみ分別辞典」をご活用ください。

不法投棄は犯罪です！

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの両方を科せられる犯罪です。

最近、市内でごみの不法投棄を発見したという情報が市に多く寄せられています。不法投棄情報が寄せられたら市職員が現場を確認し、警察に通報しています。軽い気持ちで行ったごみのポイ捨てが、あなたの人生を大きく変えてしまうかもしれません。不法投棄は絶対にやめてください。

問 市役所環境課環境係 [内線262~265]

